

パソコンナルエナジーの 優遇税制について



Personal Energy®
Independent Power Supply System

目次

CONTENTS

01 生産性向上設備認定製品

PERSONAL ENERGY PORTABLE POWER

02 159,136件が認定（令和5年6月）

OVERVIEW OF THE LATEST

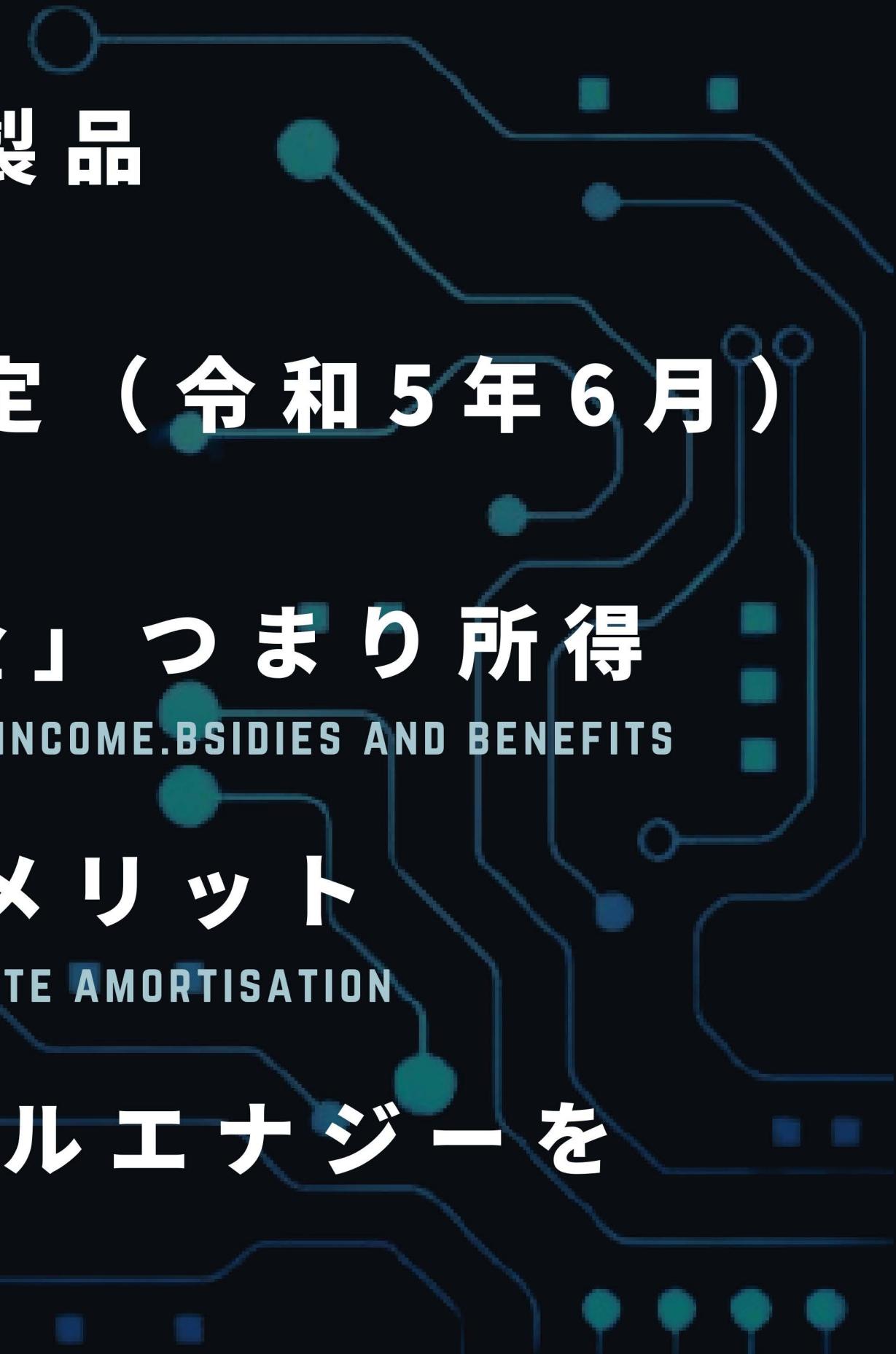
03 補助金は「益金」つまり所得

SUBSIDIES ARE 'GAINS', I.E. INCOME. BSIDIES AND BENEFITS

04 即時償却のメリット

ADVANTAGES OF IMMEDIATE AMORTISATION

05 パーソナルエナジーを選ぶ理由



01 生産性向上設備認定製品

パソコン用エナジーは 先端設備認定製品



一般社団法人
電子情報技術産業協会

中小企業等経営力強化法の経営力向上設備等及び
先端設備等に係る生産性向上要件証明書

発行により即時償却が可能な製品です。

<https://www.jeita.or.jp/japanese/topics/keiei.html>

(様式 1)

(一社) 電子情報技術産業協会 指定用紙 1-7	
整理番号	██████████
① ソフトウエア以外の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	
② ソフトウエアである場合 <input type="checkbox"/>	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの (蓄電池電源設備、電光文字設備)
	設備の名称	パソコン用エナジー ポータブルパワー
	設備形式	HPP-2000
	本社名・事業所名	██████████

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか ① 販売開始年度(西暦): 2020年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度: 2022年度(注2) ② - ① = 2年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※) 当該設備がソフトウエアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否	1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置: 10年、工具: 5年、器具・備品: 6年、構築物、建物附帯設備: 14年、ソフトウエア: 5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。	当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。
西暦 20 ████████ 日	西暦 2022年4月19日
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 TEL 03-6268-0010 FAX 03-5218-1076	製造事業者等の名称 慧通信技術工業株式会社 製造事業者等の所在地 兵庫県神戸市中央区新港町8-2 代表者氏名: 代表取締役 要田 隆央 印
一般社団法人電子情報技術産業協会 専務理事 長尾 尚人 印	担当者氏名: _____ 所 属: _____ 担当者連絡先(電話番号): 078-385-0882

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所轄地」】又は【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)
注3)	██████████	██████████

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業等経営強化税及び地方税法附則第61条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(一定期間内に販売、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の額額が最低償却額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

01 生産性向上設備認定製品

(様式 1)

(一社)電子情報技術産業協会 指定用紙 1-7

整理番号	[REDACTED]
① ソフトウェア以外の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	
② ソフトウェアである場合 <input type="checkbox"/>	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの (蓄電池電源設備、電光文字設備)
	設備の名称	パソコンエナジーポータブルパワー
	設備型式	HPP-2000
	本社名・事業所名	[REDACTED]

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦): 2020年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度: 2022年度(注2) ② - ① = 2年	1. 該当	2. 非該当
			1. 該当	2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合 には、記載不要。		1. 該当	2. 非該当
該当要件への当否				1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置: 10年、工具: 5年、器具・備品: 6年、構築物、建物附属設備: 14年、ソフトウェア: 5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 20 [REDACTED] 日

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-1-3

TEL 03-6268-0010 FAX 03-5218-1076

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 2022年4月19日

製造事業者等の名称 慧通信技術工業株式会社

製造事業者等の所在地 兵庫県神戸市中央区新港町8-2

代表者氏名: 代表取締役 栗田 隆央 印



02 159,136件が認定（令和5年6月）

経営力向上計画の認定について 【中小企業等経営強化法】

令和5年6月30日現在、159,136件を認定
(経済産業省:73,635件、国土交通省:50,013件、
農林水産省:15,266件、厚生労働省:10,339件、
国税庁:2,288件等)



02 159,136件が認定（令和5年6月）

パーソナルエナジー・ポータブルパワーは
中小企業等経営強化法に基づく政府の支援
措置として、法人税について、

**即時償却又は
取得価額の10%の税額控除
が選択適用できます。**

02 経営力向上計画

「経営力向上計画」は、事業分野別の主務大臣、例えば製造業の場合、経済産業大臣に対して人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画を申請し、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



令和5年5月1日

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 -

経 営 力 向 上 計 画 策 定 の 手 引 き

目 次

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| <u>1. 経営力向上計画の概要</u> | <u>2. 手続き方法</u> |
| (1) 制度の概要・・・P.1 | (1) 経営力向上計画の策定
申請様式の記載方法・・・P.4 |
| (2) 制度利用のポイント・P.1 | (2) 経営力向上計画の申請・P.12 |
| (3) 制度活用の流れ・・・P.2 | (3) 変更申請・・・P.14 |
| (4) 特定事業者等の範囲・P.3 | |
| <u>3. よくあるご質問</u> ・・・P.17 | |
| <u>4. ホームページ・問い合わせ先</u> ・・・P.24 | |

02 経営力向上計画

【ポイント1】

「経営力向上計画」申請書様式は、わずか3枚程度です。

【ポイント2】

計画策定をサポート認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会や税理士、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。

【ポイント3】

計画実行のための3種類の支援措置が用意されています。

1. 経営力向上計画の概要

（1）制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

国
(事業分野別の主務大臣)

申請 ↑ ↓ 認定

経営力向上計画

特定事業者等
中小企業・小規模事業者
中堅企業

（2）制度利用のポイント

【ポイント1】申請書様式は3枚程度

●企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容、⑤事業承継等の時期及び内容（事業承継等を行う場合に限ります。）など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】計画実行のための3種類の支援措置をご用意

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。
- 金融支援・・・政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- 法的支援・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受けに関する特例措置を受けることができます。

※各支援措置については、詳しくは別冊「支援措置活用の手引き」をご覧ください。

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
- 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減及び準備金の積立（損金算入）による法人税の軽減
- 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

経営革新等支援機関

例
・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・士業等の専門家 等

02 経営力向上計画実行のための 3 種類の支援措置

01 税制措置

認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。

02 金融支援

政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

03 法的支援

業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人數に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

02 経営力向上計画実行のための 3 種類の支援措置

01 税制措置

認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。

02 金融支援

政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

03 法的支援

業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人數に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

02 経営力向上計画実行のための 3 種類の支援措置

01 税制措置

認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。

02 金融支援

政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

03 法的支援

業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人數に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

03

補助金、助成金、給付金の
全ては、原則課税対象です

03 補助金は「益金」つまり所得

補助金・助成金は原則的に支給が確定した日に属する事業年度の収入に計上しなければなりません。

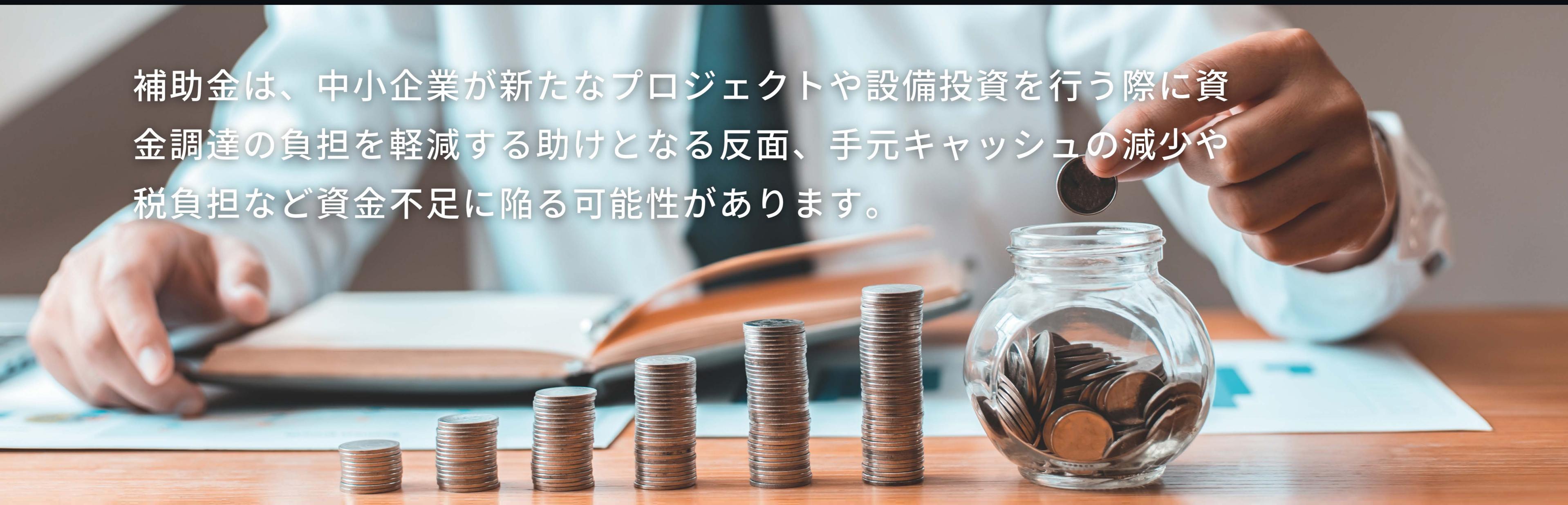
補助金は、中小企業が新たなプロジェクトや設備投資を行う際に資金調達の負担を軽減する助けとなる反面、手元キャッシュの減少や税負担など資金不足に陥る可能性があります。



03 補助金は「益金」つまり所得

補助金は、会計上「収益」扱いになりますので、所得税・法人税の課税対象になります。

補助金は、中小企業が新たなプロジェクトや設備投資を行う際に資金調達の負担を軽減する助けとなる反面、手元キャッシュの減少や税負担など資金不足に陥る可能性があります。



03 補助金は「益金」つまり所得

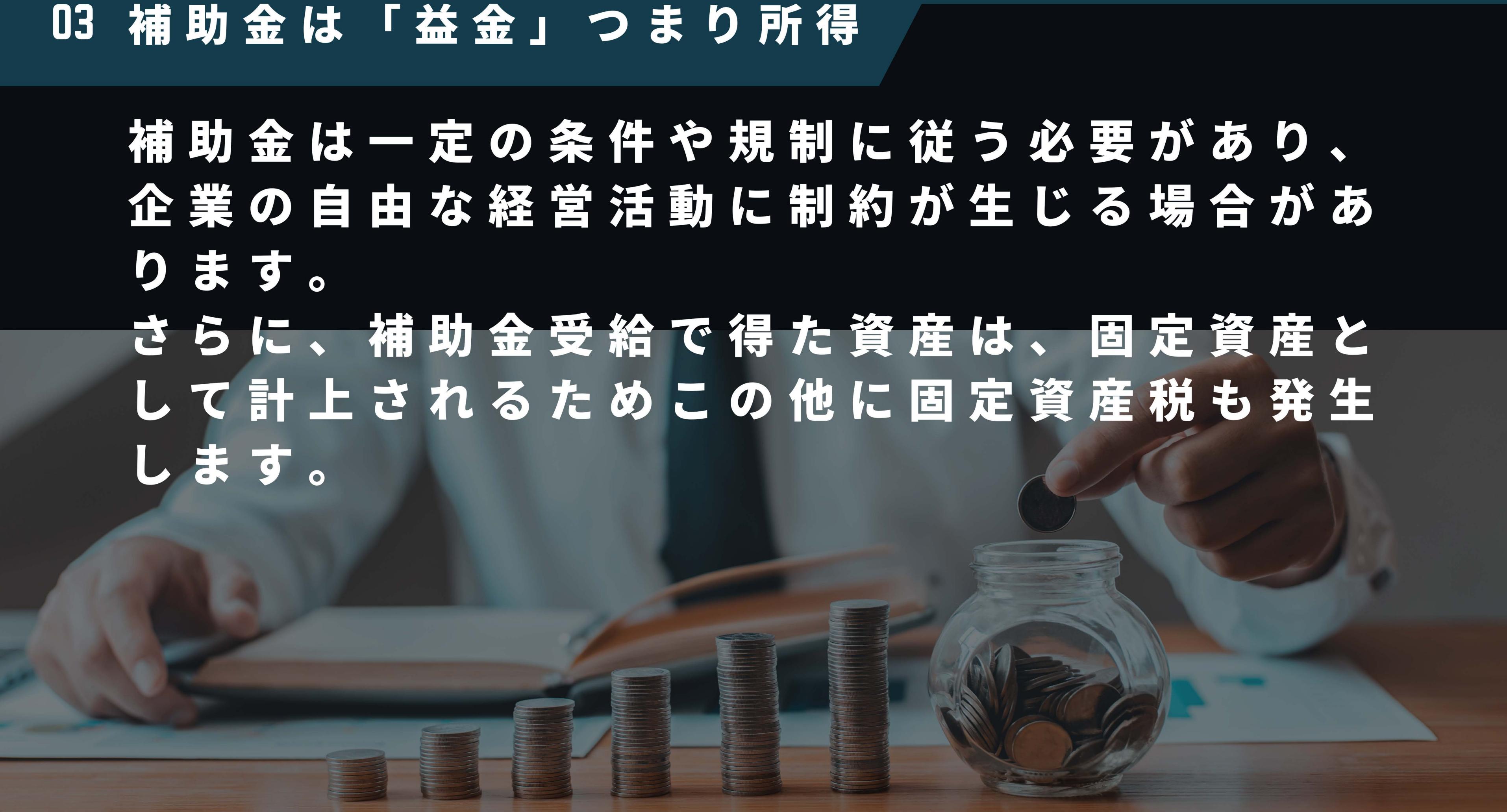
補助金は、中小企業が新たなプロジェクトや設備投資を行う際に資金調達の負担を軽減する助けとなる反面、手元キャッシュの減少や税負担など資金不足に陥る可能性があります。



03 補助金は「益金」つまり所得

補助金は一定の条件や規制に従う必要があり、企業の自由な経営活動に制約が生じる場合があります。

さらに、補助金受給で得た資産は、固定資産として計上されるためこの他に固定資産税も発生します。



04 即時償却のメリット

01

節税効果

即時償却により、企業の税負担を軽減することができます。



02

経営判断の迅速化

即時償却は投資効果を早めに反映するため、経営者は迅速に経営判断を行うことができます。



03

資金の再投資

即時償却により、資産の価値を早めに回収することができます。



04 即時償却のメリット

01

節税効果

即時償却により、企業の税負担を軽減することができます。



02

経営判断の迅速化

即時償却は投資効果を早めに反映するため、経営者は迅速に経営判断を行うことができます。



03

資金の再投資

即時償却により、資産の価値を早めに回収することができます。



04 即時償却のメリット

(3-0) 中小企業の設備投資関連税制の新設・延長

- 「中小企業投資促進税制」、「中小企業経営強化税制」について、適用期限を**2年間延長**する。
- また、赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字企業にも効果がある**生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置**を新設する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	<p>【中小企業経営強化税制】 ⇒延長(2年)</p> <p>即時償却又は税額控除10% (※7%)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>		
		<p>【中小企業投資促進税制】 ⇒延長(2年)</p> <p>30%特別償却又は税額控除7%</p> <p>※ 30%特別償却のみ適用</p>		
	地方税	<p>【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設</p> <p>計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減</p> <p>計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減</p>		

04 即時償却のメリット

(3-0) 中小企業の設備投資関連税制の新設・延長

- 「中小企業投資促進税制」、「中小企業経営強化税制」について、適用期限を**2年間延長**する。
- また、赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字企業にも効果がある生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置を新設する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	<p>【中小企業経営強化税制】 ⇒延長(2年)</p> <p>即時償却又は税額控除10% (※7%)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>		
		<p>【中小企業投資促進税制】 ⇒延長(2年)</p> <p>30%特別償却又は税額控除7%</p> <p>※ 30%特別償却のみ適用</p>		
	地方税	<p>【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設</p> <p>計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減</p> <p>計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減</p>		

04 即時償却のメリット

01

節税効果

即時償却により、企業の税負担を軽減することができます。



02

経営判断の迅速化

即時償却は投資効果を早めに反映するため、経営者は迅速に経営判断を行うことができます。



03

資金の再投資

即時償却により、資産の価値を早めに回収することができます。



04 即時償却のメリット

(3-1) 中小企業経営強化税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備		工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) 器具備品（30万円以上）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備	経済 産業局	建物附属設備（60万円以上）	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。
また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除きます。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

04 即時償却のメリット

01

節税効果

即時償却により、企業の税負担を軽減することができます。



02

経営判断の迅速化

即時償却は投資効果を早めに反映するため、経営者は迅速に経営判断を行うことができます。



03

資金の再投資

即時償却により、資産の価値を早めに回収することができます。



05 パーソナルエナジーを選ぶ理由

01

安全保証

日本国内で設計され、各種
安全規格を取得。

JEITAの先端設備認定取得

02

節税

費用の全額が経費計上が
可能であり、節税効果、
キャッシュフローに貢献

03

事業継続

無瞬停、止まらない電源
は無駄な人員配置が削減
した業務継続が可能

05 パーソナルエナジーを選ぶ理由

01

安全保証

日本国内で設計され、各種
安全規格を取得。

JEITAの先端設備認定取得

02

節税

費用の全額が経費計上が
可能であり、節税効果、
キャッシュフローに貢献

03

事業継続

無瞬停、止まらない電源
は無駄な人員配置が削減
した業務継続が可能

05 パーソナルエナジーを選ぶ理由

「安全性」
「高可用性」
「ライフサイクル」



06 会社概要

会社名

慧通信技術工業株式会社

電話番号

078-335-0882

メール

sales@ieee802.co.jp

所在地

兵庫県神戸市中央区新港町8番2号

サイト

www.ieee802.co.jp

電気機械器具製造業 【初回認定】2016年度



慧通信技術工業 株式会社

<https://www.ieee802.co.jp/>

「すべてのエネルギー消費者を、エネルギー生産者に」様々な分野で活躍が期待されるオフグリッド技術



従来の電力網からの独立した低コスト、
環境負荷の低減を実現するオフグリッドのパイオニア

オフグリッドシステムは、従来の電力供給網から独立した電力の自給自足が可能です。これは、電力網へのアクセスが限られている、あるいは信頼性の低い遠隔地や農村部で特に有効です。送電網の延長コストが高い地域では、設置や維持にかかるコストが低くなります。電力会社の送電網が停止した場合でも、バックアップ電源を供給することができ、非常時の電力供給を確保することができ、化石燃料への依存度を低減し、環境負荷の低減に貢献します。

デジタル防災行政無線基地局オフグリッド電源

2020年6月納入熊本県球磨郡五木村では令和2年7月豪雨による3週間の長期間停電の中、無停止で連続運用を実現。

LNGデュアルフューエルエンジン制御オフグリッド電源

日本では初となる商用船エンジン制御DC電源としてパーソナルエナジーが採用

Topics

オフグリッド水冷式HVDCシステムを開発納入

記録更新を続ける夏場の高温から電気、電子機器類を守る水冷式システムを開発。制御盤や制御電源の庫内温度を常時25°Cで維持可能。

ポータブルパワーが全国の医師協同組合に採用されました。

Message

made in KOBE

今年で阪神淡路大震災から28年となります。当社の全製品にはmade in KOBEの刻印があります。あの時、必要だと思った製品システムは、いま各地で採用いただき、活躍しております。社会が必要とする製品システムを、より早く、より安全にお届けできるようこれからも精進してまいります。

代表取締役 粟田 隆央



〒650-0041 神戸市中央区新港町8番2号 新港貿易会館4階 TEL. 078-335-0882

●創業／1996年 ●設立／2000年11月 ●資本金／9,500万円 ●従業員数／5名（男性4名、女性1名）

オフグリッド けいつうしん



THANK YOU!

ありがとうございました

製品の説明は

<https://x.gd/vYcMc>

